

第三次多賀城市地方創生に関する総合戦略

令和8年3月

多賀城市

1 策定に当たって

<地方創生のこれまで>

国では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「創生法」という。）を制定し、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国第1期総合戦略」という。）を閣議決定しました。これにより、国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこと、いわゆる「地方創生」を標榜することとなりました。

その後、国では、国第1期総合戦略で根付いた地方創生の意識や取組を更に進めるため、令和元年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国第2期総合戦略」という。）を、令和4年12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国デジ田総合戦略」という。）を閣議決定しました。国第2期総合戦略では、そのまちらしい地域づくりのための人材育成や地域経営マネジメントの視点を盛り込み、国デジ田総合戦略では、デジタルによる地方創生の加速という視点を新たに盛り込んでいます。

これらを受けて、本市では、創生法第10条の規定に基づき、多賀城市人口ビジョン（平成27年10月策定、令和2年5月改訂、令和7年12月改訂）における市の将来的な人口の見通しをベースとした今後の施策展開について、平成27年10月に「多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和3年2月には「第二次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、国の標榜する地方創生の本質は、本市における将来都市像に合致するという認識に基づき、第五次多賀城市総合計画又は第六次多賀城市総合計画の将来都市像や施策体系に深く関連付けながら、策定しました。これらに基づき、国の地方創生関連予算も活用しながら、本市の地方創生の達成に向け、さまざまな施策に取り組んできました。

<地方創生は次の段階へ>

今般、国では、「地方創生2.0基本構想」を令和7年6月に閣議決定し、これまでの人口減少に歯止めをかけるための取組から、人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能するような対応策も講じることとしました。この基本構想をベースに、国デジ田総合戦略を変更し、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（令和7年度～令和11年度）」（以下「国第3期総合戦略」という。）を令和7年12月に閣議決定しました。

こうした状況も踏まえ、本市の個性を活かした地方創生の実現を目指し、第六次多賀城市総合計画後期基本計画のスタートに合わせ、「第三次多賀城市地方創生に関する総合戦略」（以下「市第三次総合戦略」という。）を策定するものです。

2 地方創生 2. 0基本構想とは

国における地方創生 2. 0基本構想について、概要を掲載します。

国第1期総合戦略が策定され、地方創生が標榜されてから10年が経過しました。これまでの地方創生10年の取組を経て、「強く」「豊か」で「新しい・楽しい」地方を創出し、人口減少を前提にしながらも経済成長と社会の機能維持を実現することとされています。

【地方創生をめぐる現状認識】

1.人口・東京一極集中の状況	2.地域経済の状況
3.地方創生をめぐる社会情勢の変化	4.これまでの地方創生10年の成果と反省
○厳しさ ・地方の人手不足の一層の進行 ・若者や女性の地方離れ など	○成果 ・人口減少問題への対処開始、地方移住への関心の高まり など
○追い風 ・インバウンドの増加 ・リモートワークの普及 ・AI・デジタルなどの急速な進化・発展 など	○反省 ・人口減少を受け止めた上での対応、若者や女性の流出要因へのリーチ、国と地方の役割の検討（人手不足と東京への集中）、地域のステークホルダーが一体となった取組の不足 など

その中で、国では、政策の5本の柱として、以下に掲げる取組を行います。

(1)安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
・日本中いかなる場所も、若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。 ・人口減少下でも、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくりや、意欲と能力のある「民」の力を活かし人を惹きつける質の高いまちづくりを行うとともに、災害から地方を守るための防災力の強化を図る。
(2)稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
・多様な食、農林水産物や文化芸術等の地域のポテンシャルを最大限に活かし、多様な「新結合」で付加価値を生み出す「地方イノベーション創生構想」を推進する。 ・構想の実現に向けて、異なる分野の施策、人材、技術の「新結合」を図る取組を重点的に推進する。
(3)人や企業の地方分散～雇官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
・過度な東京一極集中の課題（地方は過疎、東京は過密）に対応した人や企業の地方分散を図る。 ・政府関係機関の地方移転に取り組むとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する。
(4)新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
・GX・DXを活用した産業構造に向け、フット・ビット連携などによる新時代のインフラ整備を面的に展開していく。 ・AI・デジタルなどの新技術を活用し、ドローン配送などにより地方における社会課題の解決等を図り、誰もが豊かに暮らせる社会を実現する。
(5)広域リージョン連携
・都道府県域や市町村域を超えて、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携し、地域経済の成長につながる施策を面的に展開する。

「地方創生 2. 0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）概要」から抜粋

本市においても、国の地方創生 2. 0基本構想及び国第3期総合戦略と同様の考え方に基づき、計画を策定しています。

3 市第三次総合戦略の計画期間

令和8年度～令和12年度

※第六次多賀城市総合計画後期基本計画と計画期間を合わせています。

4 市第三次総合戦略の位置付け等

創生法第10条に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定します。

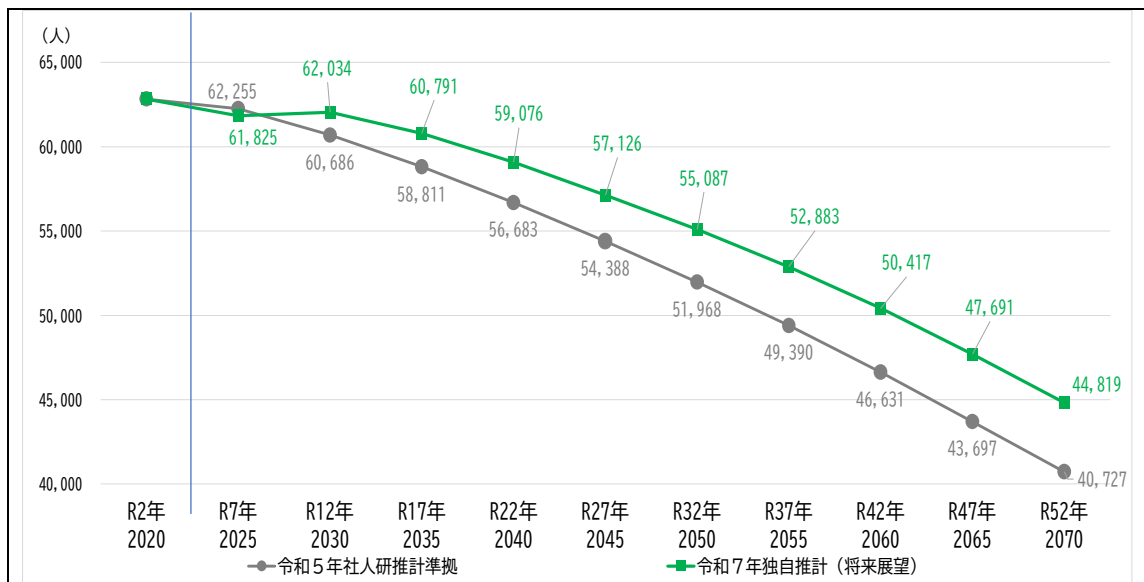
また、市第三次総合戦略については、第六次多賀城市総合計画に係る地方創生に関する部門別計画として位置付けます。

5 人口の現状及び将来の人口展望

これまで、国における地方創生では、人口減少に歯止めをかけるための取組に注力していましたが、「地方創生2.0」においては、人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能するような対応策を講じることとしています。そのため、市においても、人口の現状を把握した上で、目指すべき将来の方向性を定め、将来の人口展望を叶えるための施策を立てることとなります。

市第三次総合戦略においては、人口の現状及び将来の人口展望について、策定時点における最新の人口推計である多賀城市人口ビジョン（平成27年10月策定、令和2年5月改訂、令和7年12月改訂）を基礎として、策定するものとします。

○多賀城市人口ビジョンに示す人口の現状及び将来の人口展望



※社人研は「国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」をいいます。

○多賀城市人口ビジョンに示す人口の将来展望を実現するに当たり目指すべき将来の方向性

・文化とくらしが融合する「選ばれる交流都市」へ（交流人口・関係人口の拡大）

本市は、仙台市に隣接し、交通利便性や生活環境に恵まれた「職住近接」の都市としての高いポテンシャルを有しています。この特性を活かし、都市と自然の調和、生活・観光・文化を融合した都市の魅力向上を図ります。

特別史跡多賀城跡や東北歴史博物館、市立図書館・文化センターを含む文化交流エリアを中心とした「東北随一の文化交流拠点」、さらにスケートパーク「TAGAJI CENTRAL PARK」の形成を進め、地域資源の磨き上げとともに、地域ブランドの確立と周遊性の向上による来訪者の増加を図ります。多賀城創建 1300 年記念事業などを契機として、交流人口や関係人口の拡大を促進し、地域経済の活性化とともに、市民の誇りや地域アイデンティティの醸成にもつなげます。

・若者・家族・多様な人材が定着し活躍できるまちへ（人口流出の抑制）

本市の持続可能性を支える上で、将来を担う若年層や子育て世代の還流と定着は最重要課題です。現在進められている東北学院大学多賀城キャンパス跡地開発においては、住宅、医療、子育て支援、商業機能が一体的に整備されるため、暮らしの質の向上と定住意欲の醸成が見込まれます。

また、地域産業の担い手確保と活性化に向けては、起業・創業支援、地域資源を活かした体験型観光の展開など、地域に根ざした地域経済活性化に努めます。こうした戦略により、地域外からの人材や投資を呼び込むとともに、地元で働く場と将来への希望を提供し、人口流出の抑制につなげます。

・結婚、出産、子育ての希望が実現し、多様な世代が安心して暮らせるまちへ（人口自然増の促進・生活の安心）

将来にわたり、地域に人が暮らし続けるためには、出産・子育てに希望が持てる環境と、安心して暮らせる生活基盤の整備が欠かせません。

本市では、子育てサポートセンターの機能強化や保育・学童保育の充実、仕事と育児の両立支援など、多面的な子育て環境の整備を進めるとともに、妊娠期から育児期まで切れ目ない支援体制の構築に取り組みます。

また、教育の質向上や ICT を活用した小中学校の学習環境の整備により、子どもたちの学びと成長を支えます。

さらに、外国人住民や高齢者、障害のある方など、多様な市民が地域の一員として安心して暮らせるよう、生活支援や相談体制の充実を図り、多文化共生・包摂的な地域社会の実現を目指します。

6 本市の地域ビジョン

前述のとおり、市第三次総合戦略を第六次多賀城市総合計画に係る地方創生に関する部門別計画として位置付けていることから、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略記載事項とされている地域ビジョンについては、第六次多賀城市総合計画基本構想の将来都市像である「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」とします。

7 目標

国第3期総合戦略に掲げる3つの政策目標（①強い経済、②豊かな生活環境、③選ばれる地方）に合わせ、以下のとおり指標を定めます。

なお、各指標については、第六次多賀城市総合計画後期基本計画に定める指標から用いています。

《目標1》 強い経済

指標：「まちに賑わいがあると感じる市民割合」を38.5%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。

《目標2》 豊かな生活環境

指標：「多賀城というまちに親しみや愛着、誇りのようなものを感じる市民割合」を76.0%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。

《目標3》 選ばれる地方

指標：「このまちに住み続けたいと思う市民割合」を75.1%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。

※各取組については、次ページ以降に記載しています。

《目標1》 強い経済

【指標】「まちに賑わいがあると感じる市民割合」を38.5%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。

《基本的方向》

人口減少に起因する縮減社会にあっても、若者をはじめ多くの方が地元で意欲を持って働けるよう、経営基盤強化や担い手育成、各産業分野の連携など社会情勢や課題に即応した経営支援を進め、暮らしを支える農業、商工業、観光業などの各産業分野の活発化を促進します。

さらには、このまちでの新たなビジネス展開や事業拡大、新たな事業者の起業・創業など本市の産業の成長を支え、外からの投資を呼び込む環境づくりを進めます。

また、本市ならではの歴史や都市環境といった本市固有の魅力的な資源をいかし、産業観光や体験型観光などをはじめ、付加価値が創造され、経済に波及する仕組みづくりを進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

①アウトカム指標：観光客入込数

807千人／年（基準値：令和6年度）を2,227千人／年（目標値：令和12年度）まで向上させることを目指します。

②アウトプット指標：市の創業支援を受けて創業した人の数

5年間で、25人（累計）を目指します。

《具体的な施策》

第六次多賀城市総合計画後期基本計画において、次の事業に取り組みます。

①農業の振興

農地の保全、農業経営基盤の強化、農業担い手の育成支援

②地域経済の持続的発展

地域商業の活性化、商工業経営力の向上、起業・挑戦を促す機運の醸成、就労環境向上の促進

③地域資源を活用した賑わいの創出

文化観光受入体制の強化、文化観光資源の魅力向上

《目標2》 豊かな生活環境

【指標】「多賀城というまちに親しみや愛着、誇りのようなものを感じる市民割合」を76.0%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。

《基本的方向》

子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、このまちに暮らす誰もが、心豊かに安心してその人の望むその人らしい生活を送ることができるよう、地域での助け合い、支え合いができる温かで優しい環境づくりを進めます。

また、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境が保たれるよう、道路、公園、上下水道などの都市施設を計画的に保全します。

市内に残る彩り豊かな自然環境と魅力的で質の高い都市環境との調和により生まれる暮らしやすさが次代に引き継がれるよう、自然環境の保全と都市環境の維持に、バランスよく取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ①アウトカム指標：地域で手助けしたり、されたりする環境が整っていると思う市民割合 37.7%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。
- ②アウトカム指標：都市インフラの保全に満足している市民割合 82.2%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。
- ③アウトプット指標：市民を対象とした環境保全に関する環境講座の参加者数 681人／年（基準値：令和6年度）を749人／年まで向上させることを目指します。

《具体的な施策》

第六次多賀城市総合計画後期基本計画において、次の事業に取り組みます。

①地域福祉の推進

地域福祉意識の醸成と多様な担い手の育成支援、地域で見守り合う仕組みづくり

②良好なまちなみの保全

住環境づくりの推進、公園の保全と整備、都市景観と都市施設の保全

③都市インフラの保全

都市計画の推進、道路の保全と整備、雨水施設の保全と整備、水道水の安全で安定的な供給、生活交通ネットワークの保全

《目標3》 選ばれる地方

【指標】「このまちに住みたいと思う市民割合」を75.1%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。

《基本的方向》

本市ならではの歴史、文化芸術など、特色ある地域資源をいかし、人とまちの双方が輝く地域づくりを進めます。

また、このまちに暮らす愛着や誇りというシビックプライドが醸成されるよう、人と人との出会い、交流することで、まちの魅力を発見し、それを高める取組を促進するとともに、まちの魅力の発信を進めます。

地域課題を自分のことと捉え、それを解決するため自ら考え、行動する市民文化が発展するよう、住民自治活動の振興、地域力の向上、市民活動の活性化を進めるとともに、多文化共生、地域の担い手、活動の輪がひろがっていく環境づくりを進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ①アウトカム指標：多くのことにチャレンジできるまちだと思える市民割合
26.3%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。
- ②アウトカム指標：市の歴史と文化に誇りを感じる市民割合
72.3%（基準値：令和7年度）から向上させることを目指します。
- ③アウトプット指標：市民が主体となって文化観光資源を活用する活動数
5年間で、5件（累計）を目指します。

《具体的な施策》

第六次多賀城市総合計画後期基本計画において、次の事業に取り組みます。

①地域経営の振興

地域経営の基盤構築、自治会・町内会活動の促進

②多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進

市民活動・ボランティア活動の支援、共生社会の推進、職員の協働実践意識の醸成

③内発的創造都市への挑戦

文化芸術の創造性を活用した市民力の向上と、市民の市民による市民のための地域づくり文化の醸成

8 市第三次総合戦略の第六次多賀城市総合計画後期基本計画との関係性

市第三次総合戦略に定める3つの目標と、第六次多賀城市総合計画後期基本計画の施策・基本事業との関係を下表のとおり整理しています。

政策	施策	目標1	目標2	目標3
		強い経済	豊かな生活環境	選ばれる地方
安全安心	1-1 防災・減災対策の推進		○	○
	1-2 防犯対策の推進		○	○
	1-3 安全な消費生活の確保		○	○
	1-4 交通安全対策の推進		○	○
健康福祉	2-1 地域福祉の推進		○	○
	2-2 健康づくりの促進		○	○
	2-3 子育て支援の充実		○	○
	2-4 高齢者福祉の推進		○	○
	2-5 障害者(児)福祉の推進		○	○
	2-6 社会保障等の充実		○	○
教育文化	3-1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上		○	○
	3-2 学校教育の充実		○	○
	3-3 生涯学習の促進	○	○	○
	3-4 スポーツ活動の促進	○	○	○
	3-5 文化財の継承	○	○	○
生活環境	4-1 自然と生活環境の調和		○	○
	4-2 循環型社会の促進		○	○
	4-3 良好なまちなみの保全		○	○
	4-4 都市インフラの保全		○	○
産業活気	5-1 農業の振興	○	○	○
	5-2 地域経済の持続的発展	○	○	○
	5-3 地域資源を活用した販売の創出	○	○	○
地域創生	6-1 地域経営の振興		○	○
	6-2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進		○	○
	6-3 内発的創造都市への挑戦	○	○	○
行財政経営	7-1 適正な事務の執行と行政サービスの提供		○	○
	7-2 組織・人事マネジメントの推進			○
	7-3 健全な企業経営の推進	○		○
	7-4 環境変化に対応した行財政経営の推進	○		○

9 目標管理と効果検証

3つの目標に掲げる重要業績評価指標（KPI）については、第六次多賀城市総合計画後期基本計画における施策・基本事業の指標の中から用いています。

そのため、効果検証については、行政評価の取組の中で実施します。